

平成28年 第5回 定例教育委員会 会議録

招集日時	平成28年5月18日 午後3時00分								
開会日時	平成28年5月18日 午後3時00分								
閉会日時	平成28年5月18日 午後3時53分								
開催場所	ふじみ野市役所本庁舎5階A大会議室								
教育長	朝倉 孝								
委員出席席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者					
	1	富田信太郎	出	教育部長	中野則之	欠	社会教育課長	佐藤龍司	出
	2	塩野 好一	出	学校教育管理監	朝倉美由紀	出	大井図書館長	宮井さゆり	出
	3	山城いづみ	出	教育総務課長	皆川恒晴	出	大井中央公民館長	三上隆夫	出
	4	伊藤 英夫	出	学校教育課長	榎本 崇	出	上福岡歴史民俗資料館長	原口雅樹	出
				学校給食課長	岡田 彰	出	学校給食課主幹	原田準一	出
書記	教育総務課副課長 佐々木拓郎		傍聴人数			0人			

会 議 概 要

議 事 等

【公 開】

第16号議案「ふじみ野市公民館運営審議会委員を委嘱することについて」(可決)

報告事項「専決処理に関する報告について(ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正することについて)」(承認)

報告事項「専決処理に関する報告について(ふじみ野市立学校職員の人事評価に関する苦情処理実施要綱の一部を改正することについて)」(承認)

報告事項、「専決処理に関する報告について(平成27年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書について)」(承認)

報告事項「専決処理に関する報告について(平成28年度ふじみ野市一般会計補正予算(第2号)案の見積りについて)」(承認)

報告事項「専決処理に関する報告について(ふじみ野市社会教育委員を委嘱することについて)」(承認)

<p>(15時00分)</p>	<p>○開会の宣告</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今から、平成28年第5回定例教育委員会会議を開催いたします。</p>
<p></p>	<p>○会議録の承認</p>
<p>教育長</p>	<p>まず始めに、前回定例会会議録の承認についてです。</p> <p>事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等がございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(確認事項なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認いたします。</p> <p>後ほど、委員の皆様の御署名をお願いします。</p>
<p></p>	<p>○教育長からの報告</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、報告をさせていただきます。</p>
<p></p>	<p>1 教育委員の学校訪問について</p> <p>委員の皆様には、年度当初のお忙しいところ学校訪問に御参加いただきまして、ありがとうございました。</p>
<p></p>	<p>委員の皆様から御指摘いただいた事項は、各学校に伝えてあります。</p> <p>子供達にとっての良好な教育環境づくりをこれから進めてまいりますので、また何かありましたらよろしく願いいたします。</p>
<p></p>	<p>2 小中学校の運動会について</p>
<p></p>	<p>直近では5月28日に中学校の体育祭があります。</p>
<p></p>	<p>御都合がつく委員の皆様に御参加いただきまして、子供達の活躍の様子を御覧いただけたらありがたいと存じます。</p>
<p></p>	<p>3 人事評価に係る当初面接について</p>
<p></p>	<p>昨日、今日と、小中学校の校長と人事評価の面接をしています。各学校の目標を提示していただきました。</p>
<p></p>	<p>今年度から本県の学校におきまして、校長も含む全職員の人事評価が給与に反映されます。</p>
<p></p>	<p>今年度の評価が来年度の給与の査定に影響しますので、昨年度までの評価とは受け止め方が全く違ってくると思います。適切に評価されるこ</p>

とによって職員全体が一つにまとまって、学校として大きな力になる可能性と、同時に、公平さ・公正さが保てないことにより学校組織が割れ、教職員組織にヒビが入ってしまい、学校として力が発揮しきれなくなる可能性もあると思います。

今回、校長から教育委員会に提出された人事評価の自己申告書には、5項目について「今年度はこのような目標を設定して学校運営をしていきます。」というものを提出していただきました。

校長は、それを教育委員会に提出しますが、同時に全教職員にも配ります。

「私はこのような目標の下、学校運営をしていきます。」と。

そうしますと、教職員はそれに基づいて各自の自己申告シートを作ります。

来年度から人事評価が給与に反映することで、各教職員がよりシビアな受け止め方をする中、校長が示す今年度の目標が明確でないと、教職員が何に力を入れるべきか分からないという結果になります。

例えば「今年度、本校の一番の課題は『学力の向上』である。」と言った校長がいました。

私はそれに対して「少しおかしいのではないか。」と指摘しました。

子供達にしっかりとした学力をつけることは学校の使命、命題であり、それは今年度の目標ではないはずで

今年度の目標とするなら、『学力の向上』を目指す上で、このような支障がある。それを改善することが今年度の目標である。」と明確に設定すべきであって、「学力の向上」だけでは今年度の目標ではないだろうと指摘しました。

校長の目標設定が不明確だと、それぞれの教職員が「この一年間、一体自分は何に注力すべきか。」が不明確になり、全く方向違いの努力をしてしまい「私はこんなに努力したのに報われない。」という結果になりかねません、というお話をしました。

校長自身が学校教育の目標を達成するためには、課題を具体的に把握し、目標を設定しなければならないので、目標設定は非常に難しいのだと思います。

そして、校長を評価するのは教育委員会ですが、教育委員会はしっかりとした評価軸を持っていると思います。

評価軸とは、昨年度策定しました「ふじみ野市教育振興基本計画」であり、これに基づき各学校を評価することを明確に打ち出しています。

人事評価が重要になってきていますので、昨日、今日と面談する中で再度改めて目標を詰め直していこうという話もしました。

「もう一回考えてもらわないと、この一年間の学校の方向性がぶれてしまうのではないか。」という内容もありましたので、そのような学校には改めて指導していきます。

市の職員もいずれそのような形になってまいりますので、その際は評価の軸をしっかりと持っていないと、「自分はこの部分の努力が足りなかったのだ。」という理解が得られないだろうと思います。

単に不公平感だけが残るようでは、人事評価を実施する意味がないので、市も含めしっかりと評価軸を打ち出せるようにしたいと思います。

昨日、今日は私が校長との面談を行い、明日、明後日は学校教育管理監と学校教育課長が教頭との面談を行います。

この結果は教育委員会会議において逐次御報告いたします。

#### 4 その他

図書館、公民館等、各施設において年度当初の行事が順調に滑り出したところでは。

その中で、先週、指定管理者が管理する上福岡図書館が、赤ちゃんとお母さんを20組以上募集して本の読み聞かせを行いました。

指定管理者の職員、育児コンシェルジュ「アスカ」、読み聞かせボランティアの方々が取り組んでいらっしゃいました。

「図書館の運営を民間に任せることにより、読み聞かせ等の活動が不活発になるのでは。」と懸念される方もいらっしゃったのですが、大変たくさんの方々がお出でになっていて、子供達にとっても本に親しむ良い機会となっていました。

教育委員の皆様もお時間がありましたら是非そのような場面を御覧いただけたらありがたいと思います。

<p>各委員</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育総務課長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>大井中央公民館長</p>	<p>以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。</p> <p>(確認事項なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>○本日の議事</p> <p>それでは議事に入ります。本会議に提案させていただく議事を申し上げます。</p> <p>第16号議案、ふじみ野市公民館運営審議会委員を委嘱することについて議案は、以上1件です。</p> <p>ほかに、ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正することについて、ほか4件の専決処理に関する報告がございます。</p> <p>本日は教育部長が別の会議に出席していますので、教育総務課長から提案理由をお願いします。</p> <p>(議案書に基づき提案理由を説明)</p> <p>続いて、審議に入ります。</p> <p>○第16号議案</p> <p>まず、第16号議案を議題といたします。</p> <p>本議案の説明を大井中央公民館長よりお願いします。</p> <p>大井中央公民館の三上です。よろしくお願いします。</p> <p>第16号議案、ふじみ野市公民館運営審議会委員を委嘱することについて説明させていただきます。</p> <p>本議案につきましては、ふじみ野市公民館運営審議会委員の任期が平成28年5月31日をもちまして任期満了となるため、6月1日付けで別添の者に公民館運営審議会委員を委嘱するものでございます。</p> <p>公民館運営審議会は、社会教育法第29条第1項及びふじみ野市立公民館条例第12条に基づき設置しているもので、公民館の運営に、地域住民(利用団体)の意思を反映させるための組織であります。</p> <p>任期は、平成28年6月1日から平成30年5月31日までの2年となります。</p> <p>委員は15名で、新規7名、再任8名となります。選出区分につきましては、公民館条例第12条第2項第1号から4号に規定されています。</p>
--	--

	<p>1号委員ですが、小中学校の学校長からということで、元福小学校長と花の木中学校長の2名となります。</p> <p>2号委員は、市内の社会教育関係団体の代表者から9名の選出です。大井中央公民館利用団体連絡会、上福岡公民館と西公民館の各利用者懇談会の代表計3名と、各公民館の利用団体代表者計6名になります。</p> <p>3号委員は、学識経験者2名となります。</p> <p>4号委員は、家庭教育の向上に資する活動を行う者2名ということで、県の家庭教育アドバイザーの方と、子育てサークル活動を行っている公民館利用団体の代表者を選出しています。</p> <p>委嘱する委員につきましては、名簿のとおりでございますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。</p>
教育長	<p>それでは、この案件について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>それでは、御質問がないようですので、お諮りします。</p>
各委員	<p>第16号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
教育長	<p>(全員賛成)</p>
教育長	<p>賛成総員と認め、第16号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p>○専決処理に関する報告（小・中学校職員服務規則の一部改正）</p>
学校教育課長	<p>次に、報告事項に移ります。</p>
学校教育課長	<p>専決処理したふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正することについて、学校教育課長より報告をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>学校教育課長の榎本です。</p>
学校教育課長	<p>お手元の資料に沿って御説明申し上げます。</p>
学校教育課長	<p>今回、県の条例、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、同条例施行規則の施行に伴い、本市の小・中学校職員服務規則の一部を改正することになりました。</p>
学校教育課長	<p>どこを改正したかという点、介護休暇の取得の仕方が改正されました。</p>
学校教育課長	<p>介護休暇は、家族等が傷病等により療養中で正常な日常生活が営めない状態にある場合に、その者の身の回りの世話をを行うために取得できる休暇です。</p>
学校教育課長	<p>これまでの介護休暇の期間は、1の年において、通算して6月を超えない</p>

	<p>範囲内で取得することができ、さらにこの期間を2分割して取得することが認められていました。</p> <p>今回の条例及び規則の一部改正では、この2分割が3分割でもよいとなったものです。</p> <p>このことを受けて、ふじみ野市立小・中学校サービス規則に定められた様式第10号介護休暇簿を変更することとなりました。</p> <p>具体的な変更箇所は、資料の一番最後の新旧対照表を御覧ください。</p> <p>現行では様式の右上部分、文字が小さくて恐縮ですが、2つの枠だったものが、改正案では3つの枠になっています。このことが、介護休暇を3分割して取得する際に、それぞれの期間に対応して記載する部分となっております。</p> <p>以上、報告いたします。</p> <p>ただ今報告のありました専決処理について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> <p>もう少し説明を補足していただきたいのですが、2分割から3分割とすることにより、介護する職員にとってどのようなメリットが生じるのでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>介護休暇は原則として、その本人以外に介護する者がいない場合に認められる休暇です。</p> <p>よって、要介護者が介護施設に入所した場合とか、他に面倒を見てくれる家族が出た場合には、介護休暇取得の事由がなくなります。</p> <p>つまり、元々休暇の特性として介護者が半永久的に要介護者の世話をするということを想定していません。</p> <p>現実に即した場合、例えば要介護者がある施設に入所しましたが、一時的に症状が良くなったため退所しなければならないということを繰り返すことが往々にしてあるかと思えます。</p> <p>1年間の中で6月だけ認められるのですが、そのような要介護者の状態を踏まえると、今までよりも利便性が高い休暇となったということです。</p>
<p>教育長</p> <p>学校教育課長</p>	<p>合わせて、その間の職員の給与と、当該職員が不在の間の人事上の手当はどうなっているのでしょうか。</p> <p>休暇を取得した職員は、その間無給となります。</p>

	<p>また、その間は学校の職員が1人欠けることとなりますので、これについては代替の職員を充てることとなります。</p>
<p>教育長</p>	<p>いかがでしょうか。御質問はございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、ほかに御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○専決処理に関する報告（学校職員人事評価及び苦情処理要綱の一部改正）</p> <p>次に、ふじみ野市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情処理実施要綱の一部を改正することに係る専決処理について、学校教育課長より報告をお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>続けてよろしく申し上げます。</p> <p>県の人事評価に関する規則の第13条の規定に基づき、本市の学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情処理実施要綱の一部を改正する専決処理を行いました。</p> <p>教職員人事評価に関する苦情処理実施要綱については、県の規則改正を受け、新たに苦情相談に係る文書等の保存について規定することとなりました。</p> <p>お手元の資料の最後の新旧対照表を御覧ください。</p> <p>左側の第13条が、新たに追加された部分になります。</p> <p>人事評価への苦情に関する文書は10年保存、行政不服審査又は訴訟に関する文書は11年以上となります。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
<p>教育長</p> <p>学校教育課長</p>	<p>今回の改正の背景について説明してください。</p> <p>先ほどの教育長からも報告がありましたように、今後、教職員の人事評価が給与に反映されるシステムとなりました。</p> <p>これまでも苦情相談制度はありまして、その際、学校の職員が学校教育課の職員に申し立てるというシステム自体は規則にあったのですが、申立文書の保存年限に関する規定はありませんでした。</p> <p>今後、給与に反映するシステムに移行することで、苦情の取り扱いはかなりシビアなものになると予想されます。</p> <p>それを受けて、今回、文書保存に関する規定ができたという背景がございます。以上です。</p>



<p>教育長</p>	<p>なお、付け加えますと一般の教職員の評価は、まず第一次として教頭が行います。そして次に校長が評価を行い決定するということになります。</p> <p>校長に対しての第一次評価は学校教育管理監が行って、最終は私が評価するという段階があります。</p> <p>これからは校長が評価する場合には、かなりシビアなものになりますので文書の保存と同時に、やはり説明に耐えうる評価をしなければならない。</p> <p>そのためには年度当初に校長が示す学校経営方針が明確でないと、この点が非常に難しくなるであろうと思います。</p> <p>ただ今の件について、委員の皆様から御質問や御意見はいかがでしょうか。</p> <p>私の方から委員さんに伺いたいのですが、伊藤委員さん、大学の教職員の人事評価はどのようになっているのでしょうか。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>大学は、まず年度当初に各自目標を設定しまして、期末に自己評価します。</p> <p>それを学部長が評価して上に報告するという方法です。</p> <p>年度当初の目標設定の際、評価が高くなるように意図的に低く目標を設定するのではないかという疑問があったのですが、実際にやってみると、そのようなことはありませんでした。</p>
<p>教育長</p>	<p>小中学校の方も「困難度」というのがありまして、「5，4，3，2，1」と立てていくのですが、やはりそれは自分だけで決めるのではなくて、管理職と相談しながら設定します。</p> <p>委員の皆様、御質問はございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、ほかに御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>○専決処理に関する報告（事務点検評価報告書）</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>次に、平成27年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書に係る専決処理について、教育総務課長より報告をお願いします。</p> <p>「平成27年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書」について御説明いたします。</p> <p>報告書の1ページをお開きいただき、【参考】を御覧ください。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評</p>

価を行い、その結果報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と定められております。

また、「その点検・評価を行うに当たっては、学識経験者の知見の活用を図る」と定められております。

これは、平成19年の地教行法改正により加えられた規定です。

法改正以降平成22年度まで、本市は、教育委員会が独自に学識経験を委嘱して点検・評価を行ってまいりました。

平成23年度からは、本市の総合振興計画とリンクした全庁的な外部評価制度を導入することになりましたので、当該外部評価の結果をもって教育委員会の点検・評価とすることとしたものです。

外部評価の結果をもって教育委員会の点検・評価とするため、教育委員会における議論の余地が無いものと判断して専決処理し、本日御報告するものです。

お手元の報告書は、「教育委員会の概要」や「教育行政重点施策」も含む構成となっておりますが、ここでは、今回の評価の内容に重点を置いて御説明いたします。

では、お手元の報告書2ページをお開きください。

上の表、「体系表」の評価年度の欄「H27」に○がついています「施策17 地域に開かれた特色ある学校づくりと安全・安心な教育環境の整備を進めます」に該当する事業が今回の評価対象です。

この施策のうち、同じく2ページの下の方「事務事業一覧」の表にあるとおり、「学校・家庭・地域連携推進事業」及び「小・中学校大規模改造事業」が、この施策の主な事業です。

評価対象施策に係る外部評価委員さんからの事前質問及びそれに対する教育委員会の回答は、報告書20ページから27ページまでのとおりです。

評価結果は29ページのとおり、昨年と同様200点満点中140点、「一部適正な評価が行われていない」という結果でした。

各委員による「評価の視点」ごとの評価結果は29ページのとおりです。

また、定性的評価及びそれに対する教育委員会の意見は、報告書30ページ及び31ページのとおりです。

教育委員会の施策を含む合計10の施策が外部評価の対象となり、「概ね適

正な評価が行われている」と評価された施策が6つ、「一部適正な評価が行われていない」と評価された施策が4つでした。

評価対象となった10施策の中で最も高得点だったのは、環境経済部の「資源循環型社会の構築を一層進めます」という施策で、170点でした。

今後の参考とするため、環境経済部の施策に対する評価と教育委員会の施策に対する評価を読み比べてみました。

その結果、環境経済部の高得点の要因は「実施している事業が市民に見えやすく、事業のシステムができあがっていること自体が評価されている」ことにあるように思いました。

「ベランダ de キューロ」や「1530運動」などの独自の取り組みが市民に見えやすいこと、そして、それらの取り組みは「必ず効果がある」という前提で評価がなされています。

したがって、例えば「ベランダ de キューロや1530運動がごみ減量にどの程度寄与しているのか、数値を示しながら具体的に説明せよ。」といった厳しい要求は一つもありません。

それに対し、教育委員会の施策に対する評価では、報告書24ページのNo.17のように、施設の充実が学力向上にどの程度寄与しているのか分析することを求められたり、ふじみんサタデーの効果を問われたりもしました。

「実施すれば必ず効果があるはず。」という前提には立っていただけません。

また、報告書20ページのNo.3ではふじみんサタデーの事業内容を御存じでないにもかかわらず、子供には不向きで無駄なものと判断されたり、22ページのNo.9では先生方は「うるさい親に言い訳することに明け暮れている。」と判断されるなど、バイアスがかかった物の見方をされているようにも思われます。

ただ、「だからこの評価結果でもやむを得ない。」とは、もちろん思いません。

実施している事業は正しいのですから、今後は説明能力を高め、実態に合った評価をしていただくよう務めるべきであると思います。

評価対象施策によって評価の甘辛の差が生じている印象があるということをお伝えするために説明が長くなってしまい申し訳ありません。

<p>教育長</p>	<p>報告は以上です。よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今報告のありました専決処理について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>なかなか辛口の評価だったのでしょうけれども、では教育行政として市民の皆様に分かりやすく、そして理解してもらえるための努力というものを考えなければならないのでしょうか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>最近、マスコミでも「教育経済学」のように教育をエビデンスで測るような傾向があって、その影響を受けているのかもしれませんが。</p> <p>全国規模で展開している施策であればエビデンスを示すこともできるでしょうけど、市の施策を全て具体的な数値を用いて説明できるかという自信がありません。</p> <p>ただ、可能な限り、客観的に説明できるよう工夫していくことが必要とされていると思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>教育総務課長の答弁のとおり、今、エビデンス、すなわち証拠、証明というものが求められています。</p> <p>今まで教育委員会、あるいは学校は、学校内でしか通用しない用語ですか、「豊かな心」、「生きる力」のような何となくあやふやな表現で説明してきた、エビデンスといわれるような客観的なものを示すことができていなかったと思います。</p> <p>そのことが「環境経済部の施策のように明確でない。」という外部委員さんの印象となったのだと思います。</p> <p>このことは至極当然の部分もあると思います。</p> <p>ただし、この点はもっと議論を深めないといけないと思うのは、「エビデンス」と言われる中で「大規模改造工事を実施したことによって学力はどの程度上がったのか」というのは果たしてエビデンスといえるのか、という点です。</p> <p>往々にして、全国学調、学力学習状況調査をやれば、「それをエビデンスとしましょう。」という発想になります。</p> <p>「大規模改造を実施したら、学力調査の結果がこうなりました。」というのは、果たしてエビデンスに基づく分析といえるのか。</p> <p>『ふじみんサタデー』を実施したら、学力は向上したのか。」なども同様</p>

です。

私達がもう少し説明していかなければならないのは、「では、『ふじみんサタデー』を実施することによってどのような力がつくのか。」ということについて、曖昧模糊とした説明ではなく、多くの人に理解していただけると同時に、「なるほど。」と同意してもらえようような説明をする努力は絶対に必要であろうと思います。

そうしないと、いつまで経っても学力テストとの相関関係にしかエビデンスを求めないような貧しい発想の中でしか教育のモノサシがないという不幸なこととなります。

そういう意味では、学校を含めた教育側の説明不足・努力不足を突かれているのであって、それを単に感情的に「そうではない。そんな簡単に計れない。」と言うのであれば、計れるようなものを私達がきちんと提示する努力をしていかなければならないと思います。

そのような意味でも今度の教育振興基本計画に基づきながら、来年度ぜひ評価に耐えうる客観的な資料も用意したい。以前、今年度の教育行政重点施策を策定する時に「数値目標を設定すべきでは。」という御意見も頂きました。

数値目標化できるものは可能な限りしていくと同時に、できないものについていかにきちんと説明できるかを考えていきたいと思います。

努力不足が反省点であると感じています。

エビデンスは、必ずしも数値で表さなければならないということではないと思います。

以前、ニュースで見たのですが、四国の小学校が食育の取り組みとして、給食に出す野菜を自分達で育てたそうです。そうしたらみんなが食べるようになって残滓の量が減り、ほぼゼロになったそうです。

野菜を育てる前と後の残滓の写真が出ていて、それだけでもものすごく説得力があり、エビデンスといえるのではないかと思います。

ですから、そのような視覚に訴えるものでも構わないと思うので、市民に分かりやすい提示の仕方を考えていった方が良いのではと思います。

今までそういった努力をあまりしてこなかった…、学校は学校の教育の中で完結して、説明することの努力は教育委員会全体としても足りなかったと思います。

伊藤委員

教育長

<p>教育長</p>	<p>ほかにかがででしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>なかなか時間は取れないのですが、教育委員さんとこのようなフリートークのような形でお話し合いをさせていただければと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、この件については報告の内容のとおり了承いたします。</p> <p>○専決処理に関する報告（補正予算第2号見積もり）</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、平成28年度ふじみ野市一般会計補正予算（第2号）案の見積もりに係る専決処理について、教育総務課長より報告をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>報告事項、専決処理に関する報告について（平成28年度ふじみ野市一般会計補正予算第2号案の見積りについて）御報告します。</p> <p>お手元の資料、左上に【歳入】と書いてある横向きの資料を御覧ください。</p> <p>款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金の教育総務費補助金8,243万1千円の減額ですが、小中学校特別教室の空調設置工事に係る交付金及び大井小学校大規模改造工事に係る交付金が不採択となったことに伴う歳入の減額でございます。</p> <p>交付金が減額となる分は、合併特例債、公共施設整備基金並びに三芳町及び川越市からの教育事務負担金で対応します。</p> <p>下の表の款12分担金及び負担金、項1負担金、目5教育費負担金の教育総務費負担金255万2千円の増額は、ただ今申し上げました交付金の不採択に伴う増額です。</p> <p>次のページを御覧ください。款20諸収入、項4雑入、目2雑入1万7千円の増額は、あおぞら学校給食センターの臨時的任用職員4人の雇用保険個人負担分です。</p> <p>次に【歳出】です。次のページを御覧ください。</p> <p>款10教育費、項1教育総務費、目3教育指導費の報償費、旅費及び需用費はいずれも新規の「地域協働学校（コミュニティスクール）推進事業」に係るものです。</p> <p>今年度、教育振興基本計画に基づき地域協働学校を設置するため、検討委員会を立ち上げて5回程度委員会を開催する予定です。また、識見を有する方3名をアドバイザーとします。7月には先進地を視察する予定です。それ</p>

	<p>らに要する費用を計上しました。</p> <p>この資料を作成した時点では旅費 8 万円を要求していましたが、その後、財政課の査定の結果、旅費は 4 万円、当該事務事業分の合計額は 1 9 万 6 千円に変更となりました。</p> <p>その下の表、款 1 0 教育費、項 5 保健体育費、目 2 学校給食費の共済費 7 万 2 千円の増額及び賃金 4 2 3 万 4 千円の増額は、元々昨年度は定数を 2 名下回る職員数で給食調理を行っていましたが、更に昨年度末に 2 名の退職者が出ました。</p> <p>これにより定数を 4 名下回ってしまうため、臨時的任用職員を採用し、人員不足を補うための費用です。</p> <p>その下の工事請負費 4 1 万 1 千円の増額は取り消しとなりましたので、この部分は抹消していただきますようお願いいたします。</p> <p>報告は以上です。よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>ただ今報告のありました専決処理について、委員の皆様から御質問・御意見がございましたらお願いします。</p>
塩野委員	<p>交付金が不採択ということで減額され、負担金として三芳町及び川越市から入っていますが、これはふじみ野市としては借入金のようなものでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>借入金ではありません。</p> <p>ふじみ野市が教育環境を良くするために、お金をかけて工事をし、そこに三芳町や川越市の子供も通っています。</p> <p>見込んでいた交付金が入ってこなくなったため、増えた負担を三芳町と川越市にも負担していただくものです。</p>
塩野委員	<p>交付金が入らない分は他の財源から補われ、工事の質は保たれるということですね。</p>
教育総務課長	<p>工事の質は落としません。</p> <p>合併特例債、公共施設整備基金により補います。</p>
教育長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>それでは、ほかに御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承いたします。</p>

<p>教育長</p> <p>社会教育課長</p>	<p>○専決処理に関する報告（社会教育委員の委嘱）</p> <p>次に、ふじみ野市社会教育委員を委嘱することに係る専決処理について、社会教育課長より報告をお願いします。</p> <p>社会教育課佐藤です。よろしくお願いいたします。</p> <p>社会教育委員1名の専決の報告をさせていただきます。</p> <p>前回の委員会で定数15名のうち、14名の社会教育委員の議決をいただきました。</p> <p>もう1名について、ふじみ野市PTA連合会から元福岡小学校PTA会長中島和子様とする旨の報告がありました。</p> <p>教育長の専決をいただき、去る5月10日に社会教育委員15名の委嘱を行ったところです。</p> <p>女性7名、男性8名の構成となっております。</p> <p>以上報告いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今報告のありました専決処理について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>（質疑なし）</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○各課からの報告</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、各課から別件で報告しておくべき事項がありましたらお願いします。</p> <p>（なし）</p>
<p>教育長</p>	<p>○次回の日程等</p>
<p>教育長</p>	<p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>次回は、平成28年6月20日(月)午後6時30分から、会場は市役所本庁舎5階A大会議室、この場所を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、会場の規模を考慮し8名までとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>（了承）</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に8名を限度とします。</p>



<p>教育長 (15時53分)</p>	<p>○閉会の宣告 以上で、平成28年第5回定例教育委員会会議を閉会いたします。 本日はお疲れ様でした。</p>
-------------------------	--